

綾部市国土強靱化地域計画の修正案への意見募集結果について

募集期間 令和4年2月1日（火）から2月21日（月）まで

提出人数 1名

意見件数 10件

意見及び意見に対する市の考え方

	項目	提出された意見（原文）	ご意見に対する市の考え方
1	表題 第1章計画の位置づけ	<p>1 本計画の表題「綾部市国土強靱化地域計画」について、「案」が付されていない。本計画は綾部市のパブリックコメント条例に規定する市民等に意見を求めるべきものかどうか問う。是とするものであれば、すべからず「…案」と標記してもらいたい。（表紙表題）</p> <p>2 計画の進捗管理について、「本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを実施する。また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を横断的に構築しPDCAサイクル実践し、施策プログラムを適切に見直していく。」（2p）とあるが、「…体制を横断的に…」の方言が意味不明。システムを分かりやすく記述するなりPDCAサイクルをポンチ絵で示しその流れ図の中で各プロセスの実施体制を具体的に示してもらいたい。</p> <p>3 本計画は策定後2年余を経過しているが、別資料（綾部市国土強靱化地域計画の修正（案））から現行計画の修正と市</p>	<p>1) 案を問うべきものとして意見募集を行ったものですので、ご指摘のとおり「綾部市国土強靱化地域計画案」と修正いたします。</p> <p>2) ご指摘いただいた内容は、ご意見として承ります。</p> <p>3) ご指摘いただいた内容は、ご意見として承ります。</p>

		<p>は認識していることがわかる。一方、計画本文に「本計画は策定後、概ね10年後を見据えつつ、5年間で推進期間とする。ただし、それ以前であっても、施策の進捗状況や、国や京都府の動向、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを検討する。」(2p)とある。新旧対照表をみると、施策及び重要業績指標の追加・削除並びに同指標の現状・目標値の基準年度の修正等様々の変更が行われており、その内容から推して、市民は計画の見直しと判断すると思う。近年、綾部市における水害や土砂災害等が深刻化してきており、リスクシナリオに対する施策につき市民の関心も高いと思う。進行中の計画について業績評価及び計画が所期の目的を達成しているか総合評価を行った上、計画見直し(案)として再提案してもらいたい。</p>	
2	<p>第4章 想定する大規模自然災害及びリスクシナリオ</p> <p>第5章 脆弱性評価及び国土強靱化の推進方針</p>	<p>1-1のリスクシナリオ「住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生」の表現が非常に分かりづらい。</p> <p>i 「複合的・大規模倒壊」とは住宅、ビル、駅舎などの建造物が広範囲に倒壊している様を示したものか。倒壊の様をポンチ絵で示すなど市民の誰もがわかるようにしてもらいたい。同様に、</p> <p>ii 「不特定多数が集まる施設」とはどのような施設か。スーパーマーケット、ホームセンター、電気製品等量販店、行政機関庁舎等なか。「スーパーマーケット等不特定多数が集まる施設」等々、代表的な施設を例示するなどして市民イメージができるように書き直してもらいたい。</p>	<p>i) ご指摘いただいた内容は、ご意見として承ります。</p> <p>ii) ご指摘のとおり、「大型商業施設等不特定多数が集まる施設」に修正いたします。</p>

3	<p>第4章 想定する大規模自然災害及びリスクシナリオ</p> <p>第5章脆弱性評価及び国土強靱化の推進方針</p>	<p>リスクシナリオに対する現状・課題及び施策の推進方針とも一般的な記述で具体性に乏しく、阪神・淡路大震災や隣県の福井地震（昭和23年）等、地震の教訓が十分、生かされていない。</p> <p>家屋・建築物等の耐震化はむろん、</p> <p>i 非構造部材からなる学校の体育館・講堂や市民が利用する公共施設の天井の落下防止について、市の点検状況や対策はどのようなものか。被害リスクなしとの判断から天井落下防止対策が盛られていないのか、問う。</p> <p>ii 旧市街地には老朽木造住宅も多数立地し、連たんし、全面道路も狭隘な地区もある。一旦火災が発生すると、延焼による大惨事に至る懸念がある。①木造住宅の屋根、壁の不燃化を目的とした改修支援施策及びその実績はあるか。また、②市街地の狭隘な生活道路（4メートル未満）につき、ア計画的に拡幅改良が行われているか。また、イその進捗率はどうか。③市民の安全安心の観点から、火災延焼防止の支援施策や狭隘道路（4メートル未満）の拡幅計画及び目標値を本計画に盛り込んでもらいたい。</p> <p>iii 地震や集中豪雨等による大規模盛土造成地の崩落防止の観点から、対象造成地の実態把握の状況及び対象地が土砂災害特別警戒区域に指定されている場合、方針（施策）を本計画に盛り込んでもらいたい。</p>	<p>i) 特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井）については、基準ができた時点で3施設が危険と判断されましたが、現在は全て安全と判断しています。また、天井に限らず非構造部材についても日常の点検等により異常等が発見された場合はその都度対応を図り、施設の新設等を行う場合についても基準以上の安全性を求めるようにしているため記載していません。また、施設全般については必要に応じて計画的に改修します。</p> <p>ii) 不燃化の改修支援施策はありません。また、市街地に狭隘な生活道路が多いことは認識しておりますが、現時点で拡幅計画は持ち合わせておりませんので、ご理解をお願いします。</p> <p>iii) 大規模造成地は、現在、京都府において二次スクリーニング調査を進められており、本計画への反映は調査結果を踏まえ検討します。</p>
4	<p>第4章 想定する大規模自然災害及びリスクシナリオ</p>	<p>河川改修等の治水対策の推進</p> <p>近年、由良川本支線流域において、平成25～30年の6年間に4回の水害に見舞われ破堤等により床上・床下浸水、内水被害が発生し、人の死亡や家屋、農業用施設の損壊等甚大な被害</p>	

<p>第5章脆弱性評価及び国土強靱化の推進方針</p>	<p>が発生している。</p> <p>今次の市国土強靱化地域計画で設定されたリスクシナリオに対する施策について、次の問題がある。</p> <p>1 i リスクシナリオ1-3について、施策の推進方針の見直し（河川改修などの治水対策の推進）をみると、「…京都府とも連携し、河川改修や治水対策を促進する。」「洪水の危険性が高い市管理河川の改修等促進を図るとともに、…国・京都府が実施する河川事業と連携を図る。」「市街地の適切な内水排除や外水の逆流を防止するため、雨水排水路や樋門を維持管理するとともに、総合的な雨水対策の推進に努める。」といずれも漠然と記述されている。災害は発生場所ごとに態様も異なるので、施策の推進方針は地区ごとに、具体的でよくわかるようにまとめてもらいたい。</p> <p>ii ハード施策等の数値目標につき重要業績指標（並松地区の連続堤整備及び雨水ポンプ場整備）として一部の施策しか取り上げられていない。これでは到底市民、納税者の納得を得ることはできないと思う。重要であるか否かは市の判断がすべてではない。本計画において河川整備等に係る市施策を広範に記述し、目標値を設定するとともに、進行中の施策につき業績評価を行い、計画案（見直し）として再提案してもらいたい。</p> <p>2 i 現状・課題で「近年、台風や豪雨等による水害が多く発生しており、甚大な浸水被害が懸念されるため、緊急性などを総合的に判断し、河川改修や公共下水道（雨水）の整備推進を図る必要がある。」と記載されている。しかし、現状・</p>	<p>i) 緊急性・地域性等を検討し、公共下水道（雨水）の整備として排水ポンプ車を配備し、現在は雨水ポンプ場の建設を行っています。</p> <p>対策箇所が非常に多岐・多様に及ぶ中で、本計画において地区ごとの具体的施策や目標値等をお示しすることはできませんが、引き続き箇所毎の状況を考慮しつつ効果的な対応の検討を進めます。</p> <p>ii) 進行中の施策として『雨水ポンプ場整備』がありますが、現段階における業績評価は困難であり計画の見直しは検討していません。</p> <p>i) 緊急性・地域性等を検討し、公共下水道（雨水）の整備として排水ポンプ車を配備し、現在は雨水ポンプ場の建設を行っています。</p>
-----------------------------	---	--

		<p>課題に対応する施策の推進方針において公共下水道（雨水）の整備に関する施策が示されていない。緊急性がないという判断なのか。是とすれば、リスクシナリオに係る現状・課題と対応する施策の推進方針を整理し、計画に付録として添付すれば事足りる。見解を問う。</p> <p>ii 私は、公共下水道（雨水）の整備は内水害の防止に非常に有効と考えるので、現状と目標値（敷設延長）を計画計上してもらいたい。</p> <p>3 近年、由良川左岸の井倉、延、大島、高津等々で宅地開発が進展している。それら地区内を安場川（安谷川とも）、市場川、荒倉川、岡谷川等々普通河川が流れ、下流で、農業用水路（綾部用水）等水路に合流しており、豪雨等によって増水した水路は外水（由良川本流）の圧力によってさらに水位を上げ、家屋や建築物の浸水等被害が生じる。近年、地区内農地や水路の改廃（宅地化）による雨水の保全機能（田圃ダム機能）の低下に加え、普通河川の通水不良、農業用水路（綾部用水等）の容量オーバー等々が複合的に重なり、今後、降水量が同程度でも内水被害は一層深刻化し、常態化すると思料する。内水害の発生原因を精査の上、地区ごとに</p> <p>i ①普通河川等市管理河川の改修・管理の適切化、②農業用水路の規格見直しによる拡幅等の水路改修及び③農地の適正管理による田圃ダム機能の活用（土地改良区等農業団体と連携）、④住宅・建築物の規模に応じた雨水貯蔵タンクの設置支援、⑤公共下水道の更新時における雨水排水道路の設置促進等々、⑥地区ごとに具体的な施策を示してもらい</p>	<p>ii) ご指摘いただいた内容は、ご意見として承ります。</p> <p>i) 対策箇所が非常に多岐・多様に及ぶ中で、本計画において地区ごとの具体的施策や目標値等をお示しすることはできませんのでご理解ください。</p>
--	--	--	--

		<p>たい。</p> <p>ii) 本稿冒頭の地区等に府道綾部福知山線や同線バイパス道路が並行して走り特に、前者の道路は水害等大規模災害時の最重要道路の一つであり、綾部福知山線を含む浸水ゼロの数値目標を設定するなど、全市をあげて真に安全安心の綾部の礎を築いてもらいたい。</p> <p>4 由良川右岸においては①本流と犀川合流点近くのゆずる川左右両岸（農業用水路、栗町）及び②府道57号線南側地区（小貝橋～古市場）、③光谷川左岸（味方）、④里町農業用排水路左岸（里町）等に内水害の常襲地帯がある。農業被害を主とした地区であるが昭和28年水害ではそれら地区で家屋の損壊や床上浸水が発生し、同災害（拙宅も床上浸水）を契機に由良川の河川改修が進んだと思う。しかし、それら地区の内水被害は近年においても止むことはなく常襲地帯となっている。</p> <p>i) ア上記①及び②の災害は、犀川（由良川支流）及び栗村井堰（注）の分水路の出口がともに由良川本流と犀川4の合流点付近（岩盤が露出し新小貝橋付近に瀬を形成）にあるため、本流及び犀川の増水圧力が栗村井堰の分水路の水位を押し上げ、内水害が発生するとみられる。犀川河口部に水門が設置されるなど懸命に水害対策が講じられてはいるが、内水害が止んでいない。由良川本流と犀川の合流点付近の瀬高の河床掘削等河道整備を<u>国に要望</u>し内水被害の解消を推進するとともに、イアの施策の推進について可能な限り目標値（内水害ゼロ）を設定してもらいたい。</p>	<p>ii) ご指摘いただいた内容は、ご意見として承ります。</p> <p>i) 内水被害軽減のためには、由良川本川の水位低下対策が有効であることから、国土交通省に対し、河道掘削や樹木伐採を要望する中で下流側から順次対策が進められている状況ですので、ご理解をお願いします。</p>
--	--	--	--

		<p>(注) 栗町背後の山地から流下する雨水及び大小複数のため池から流下する雨水は、栗村井堰の分水路(川面集落で2水路に分岐)を通り、本流・犀川合流点近くに流入する。</p> <p>ii 栗村井堰は農業用水用の固定堰であるため、災害時の治水調整機能がない。由良川上下流域の内水害の軽減を図る観点から、国及び土地改良区等と連携し、栗村井堰の可動堰化を推進してもらいたい。この措置によって栗町及び栗村井堰の上流に所在する里及び味方の内水害も軽減されると思う。</p>	<p>ii) ご提案いただいた内容を参考にし、今後も、関係機関と連携してまいります。</p>
5	<p>第4章 想定する大規模自然災害及びリスクシナリオ</p> <p>第5章脆弱性評価及び国土強靱化の推進方針</p>	<p>1 土砂災害対策の推進</p> <p>市は、現状・課題として「広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の一層の整備を推進する必要がある。」とし、施策の推進方針として「土砂災害による人的被害を防止するため、京都府と連携し、土砂災害防止施設等の整備を推進する。」としている。結論は“京都府と連携し土砂災害対策を推進する”趣旨かと思うが、地形的・地質的に異なる地区特性に基づく“危なさ”の言及もなく京都府と連携しどこでどのような施設整備を進めるのか理解不能である。施策整備の所掌権限が京都府にあるので遠慮したかと思うが、</p> <p>i 砂防堰堤等の施設や法枠等の急傾斜地施設が必要な危険溪流及び急傾斜地につき、地区ごとに災害懸念と施策を具体的に示してもらいたい。</p> <p>ii ①市管理のため池に近接し、同池の水系下方に土砂災害特別警戒区域等が存在するケースなどリスクシナリオの実態</p>	<p>i) 京都府が土砂災害防止法に基づき、危険性の周知、避難体制整備等のソフト施策を推進するものとして、市内 90 地区 1,671 か所の土砂災害警戒区域等(イエローゾーン・レッドゾーン)を指定・公示され、市もハザードマップを作成し、市民に周知を行っています。</p> <p>施設整備等のハード対策については、要対策箇所が多数有り、すべての箇所の対応を行うことは不可能である中で、災害が発生した箇所やレッドゾーンに避難所が有る箇所を優先して進めていただいております。引き続き箇所毎の状況を考慮し京都府と連携して対策を進めて参ります。</p> <p>ii) ご指摘のとおり、ため池の実態を把握することは重要と考えます。今後、計画的に状況の把握に努め、</p>

		<p>を調査し、②ため池の老朽化、土砂堆積により豪雨や地震等が重なり破堤や土石流などが起こりえる“危険度”を判定し、公表するとともに、③現状と対処施策を本計画に計上し、真に市民の安全、安心と安らぎが感じられる綾部の礎を築いてもらいたい。</p> <p>2 治山事業の促進</p> <p>市は現状・課題として「豪雨や地震の増加に伴って、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。」とし、施策の推進方針として「森林災害を未然に防ぐため、治山事業と森林経営管理制度や京都府豊かな森を育てる府民税を活用した林地の保全を推進する。」としている。</p> <p>i 伊佐津川や上林川等の上流部を歩くと倒木、土砂崩れなど山腹崩壊はすでに始まっている。犀川上流域では林道の造成、針葉樹の伐採等が盛んな森林区がある一方。溪流沿いの林道は崖崩れによって通行不能であるなど森林荒廃が始まっている。それぞれ下流域には市民生活が営まれ、田畑がある。大災害が発生する前に山腹崩壊や林道整備等治山事業による諸対策が必要と思う。前項同様、施策整備の所掌権限が京都府にあるので遠慮したかと思うが、地区を明確にして要望事項を公表し、市民に関心を持ってもらえる施策を講じてもらいたい。</p> <p>ii 森林経営管理制度は森林所有者の高齢化等による森林の荒廃に光を当てる施策として期待する林家や一般市民も多いと思う。同制度の地区説明会の開催や受け手のない森林</p>	<p>ご提案いただいたように、安心、安全と安らぎが感じられる街づくりに努めて参ります。</p> <p>i) 毎年、自治会連合会を通じて各自治会長に治山事業の要望調査を行い、治山施設の設置や災害防止に伴う危険木の伐採事業などを実施しています。また、市民に関心を持ってもらえるような施策を検討するとともに、事業実施に向けて京都府に強く要望してまいります。</p> <p>ii) 引き続き森林所有者の意向に沿って適切な森林経営管理ができるように努めてまいります。</p>
--	--	--	--

		<p>は市が積極的に受託管理する等々、林業の存続とともに環境保全に尽力願いたい。</p> <p>iii 森林経営管理制度の活用による市管理森林面積及び民間委託経営面積の数値目標を設定してもらいたい。</p>	<p>iii) 森林の状況によって市が直接管理をするか民間に委託するかが変わってきますので、現在市が持ちうる情報のみをもって市内全体の数値目標を設定することは困難ですのでご了解ください。</p>
6	<p>第4章 想定する大規模自然災害及びリスクシナリオ</p> <p>第5章 脆弱性評価及び国土強靱化の推進方針</p>	<p>リスクシナリオ「大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生」について、本計画を読んだ市民の多くはかつて広島市で発生した住宅団地における土砂災害を思い出すのではないかと思う。</p> <p>本市においても、国道27号線や府道綾部福知山線を行くと丘の上に拓かれた住宅地が車窓から見え、地震や豪雨による地滑りやがけ崩れを心配する向きもあると思う。そこで、市民の不安を解消しまたそこに住む人が自ら災害予防を考えるうえでも、住宅地の実態を周知することも重要な防災対策の一つと思うがネグレクトされ、計画に記述がない。そこで、綾部市内に、</p> <p>i 谷や沢の埋め立て又は山腹に盛土を腹付けした大規模造成地はどれほどあるか。また、</p> <p>ii それら住宅地等につき土砂災害防止の観点から実態調査を行い、調査結果は公表されているか、</p> <p>iii それら造成地のうち土砂災害警戒区域等に指定されているところについてどのような対策が講じられているか、</p> <p>iv 本計画に i ~ iii につき現状や施策の推進方針とともに、目標値を設定してもらいたい。</p>	<p>i) 京都府による調査では、綾部市内の大規模造成地は99箇所となっています。</p> <p>ii) 現在、京都府において府内の造成地の調査が進められていますが、本市における調査時期は未定です。</p> <p>iii) 現在、大規模盛土造成地に土砂災害計画区域に対する対策はありません。</p> <p>iv) 京都府の調査結果を踏まえ現状を把握し、対策が必要な場合は必要な施策等を検討します。</p>

7	<p>第4章 想定する大規模自然災害及びリスクシナリオ</p> <p>第5章脆弱性評価及び国土強靱化の推進方針</p>	<p>消防の体制強化</p> <p>消防の体制等強化について、現状・課題として「大規模自然災害時に消防力が劣勢になることが想定されるため、資機材や活動人員の確保とともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備する必要がある。」とし、施策として「消防車両・資機材など施設・設備の整備、装備の充実や消防本部の体制充実を図る。」との推進方針が示されている。また業績指標として、消防車両の更新台数(年間)1台(現状地)→早期着手(目標値)、消防団員定数充足率81.9%(現状地)→90%(目標値)と示しているが目標値の算出根拠が理解できない。市が想定する大規模自然災害につきタイムライン想定に沿って消防車両及び消防団員の必要数を確定し、計画期中の目標値を示すなど市民が納得できる裏付けを簡潔に記述してもらいたい。</p>	<p>消防車両等の必要台数については自然災害におけるタイムラインではなく、消防庁の定める消防力の整備指針を基本とし定めています。資器材等については災害に対応した最新装備の導入を図っています。</p> <p>大規模自然災害時における消防団員の必要数は、災害の規模・内容により大きく左右されるため、必要数の確定は困難です。</p> <p>また、消防団員数は、近年、全国的に見ても、少子高齢化や過疎化などにより、減少傾向にあります。消防団員数は多ければ多いほど安全安心が図られますが、少子高齢化や過疎化等により団員確保が困難な状況ですので、実現可能に近い数値として90%を目標値としています。</p>
8	<p>第4章 想定する大規模自然災害及びリスクシナリオ</p> <p>第5章脆弱性評価及び国土強靱化の推進方針</p>	<p>1 上水道施設の耐震化等及び上水道危機管理体制の確保、上水道等の長期間にわたる供給停止、地震、水害など被災時、人は避難場所が確保でき食糧が足りていても、水の供給が断たれると命を保てない。水の安定供給は、被災後の究極の課題の一つである。リスクシナリオにおいて、水道施設の耐震化や更新及び上水道危機管理体制の確保策として関係機関等との協力体制の確立が盛られている。しかし上水道施設の耐震化施策をみると、市水道事業ビジョンに基づき推進すると記述されているものの、取水施設や浄化施設等に特定した震災や水害等に対する防災施策についてはまったく触れられていない。そこで、</p> <p>i 局周辺で開発行為が進行中で、水道局舎東側に雨水が流</p>	<p>i) 第二浄水場が供用を開始した後、幾度となく綾部市は甚大な暴風雨災害を経験しましたが、場内の浸水被害を受けたことはありません。開発行為に起因する</p>

		<p>入する農業用水路がある。①豪雨時、水路の流下容量からみて局舎及び浄化施設の水害対策（地上高）や耐震化に課題はないか、また②取水施設は特に、洪水に十分耐えられる設計になっているか。</p> <p>ii 局舎について、地震への防災対策（耐震化）は講じられているか。また、上水道管の耐震化率は20%程度と低いので管路のプライオリティーを考慮するなど迅速、効果的な耐震化方策は講じられているか。</p> <p>iii 地震や風水害によって水道施設の電源が断たれた場合の対処法を問う。非常時の予備電源としてバッテリー或いは発電機を使用の場合、最大稼働時間や燃料等貯蔵施設は水害や地震に十分耐えられるものとなっているか。</p> <p>iv i～iiiについて要すれば施策の推進方針を示すとともに、達成目標値を設定し、課題解消を強力に推進してもらいたい。</p> <p>2 ①地震等によって水道管が随所で破損し給水できなくなり、また、汚水が混じる等々水道被害が発生すると、限られた技術職員の下では復旧に相当の時日を要する事態となる。そこで他市町村からの復旧応援職員の協力を求める場合、管路等の復旧技術の要点や管路の敷設図等々の記録があれば復旧速度が劇的に上がると思う。現状は簡易版にとどまっているとのことであり、最優先で完成させてもらいたい。②本計画3-1及び5-2に「BCPの見直し等の記述があるが、必要性に実感がわからない。作成理由を記述してもらいたい。」</p>	<p>水害については影響なしと考えます。</p> <p>第二浄水場の取水施設は浅井戸の構造となっており、洪水災害による土砂堆積等の災害に対して強い構造と考えます。</p> <p>ii) 水道庁舎については耐震診断の結果により一部補強工事を実施し耐震化実施済みです。管路については老朽管更新時に耐震管を布設し耐震化を進めています。</p> <p>iii) 第二浄水場は非常用電源設備（エンジン動力による発電機）を有し、燃料の備蓄もしております。災害の規模にもよりますが長期停電時の対応も考慮しています。</p> <p>iv) ご指摘いただいた内容は、ご意見として承ります。</p> <p>2) 復旧についてご指摘いただいた内容は、ご意見として承ります。</p> <p>また、現在の作成しているBCPは簡易版であるため、多様なリスクに対応できるよう見直しを行うものです。</p>
--	--	---	---

9	<p>第4章 想定する大規模自然災害及びリスクシナリオ</p> <p>第5章脆弱性評価及び国土強靱化の推進方針</p>	<p>下水道等は人から排出される糞尿やその他の汚物等を処理し、疫病等を防御する重要な施設である。したがって水害や地震等から施設を防御し、その機能が停止しないよう施設の耐震化や停電時の電源の確保は最優先の課題である。そこで、</p> <p>i) 公共下水道について、管路・施設の耐震化率は68.9%と相当程度、進んでいるようであるが、農村下水道の耐震化状況及び施設更新の状況はどうか。本計画に、課題と施策の推進方針を示すとともに、施策の達成目標値を示してもらいたい。</p> <p>ii) 綾部市の汚水処理人口普及率は約80%と他市と比較しても必ずしも高くない、地震、洪水や内水害による浸水を想定すると、費用対効果の観点からも合併処理浄化槽の設置推進が有効と思う。しかし、合併処理浄化槽の設置件数の目標値を見ると、向こう5年間で200基(年間40基)とだいぶ控え目である。設置分担金の軽減等その推進方策につき、施策の抜本見直しをしてもらいたい。</p> <p>iii) 業務の専門性が高く、BCPに基づく援助活動は協定市町村間で行われるものと思うが、近時の気候変動や地震を考慮すると5年間待つことなく、その完成版を早急に仕上げてもらいたい。</p> <p>iv) し尿受入施設の老朽化の状況を問う。震災で機能停止に陥ると家庭の生活環境が一変するので耐震化或いは施設の更新を計画計上してもらいたい。</p>	<p>i) 施設については小規模で、人が常駐しない施設であり耐震化に対応していません。今後、更新計画を構築する際に、ご意見の内容についても対応していきます。</p> <p>ii) 合併処理浄化槽の設置希望件数は、年間で約40件程度になっており、妥当な基数と判断しています。</p> <p>iii) 令和3年度に『地震・津波・水害編』の網羅版を作成しました。</p> <p>iv) 老朽化に伴う今後の衛生公苑の在り方については、下水道事業の進展等に伴うし尿処理等の効率化を考慮しながら方向性を検討しているところであり、今後必要に応じ計画計上することとします。</p>
10	<p>第4章 想定する大規模自然災害及びリスクシナリオ</p>	<p>綾部市は由良川本支流流域の中山間地に農業用ため池が所在し、その数約200か所とされ京都府下で2番目の多さである。震災や豪雨により堤体が決壊し、下流の住宅に損壊等の被</p>	

<p>第5章脆弱性評価及び国土強靱化の推進方針</p>	<p>害が生じる恐れのあるため池も少なくないと思う。また農地の荒廃等によって用途廃止され、市又は財産区が管理するため池を加えると、防災上放置できないため池もまた少なからず存在すると思われる。特に、綾部市においては、ため池の防災対策は待ったなしの課題といえる。そこで、</p> <p>(農地・農業用施設の保全管理とため池の防災対策の推進)</p> <p>ため池の現状・課題について、「…ため池の万一の決壊に備え、避難のための情報共有をする必要がある。」と指摘し、施策として「ため池の万一の決壊に備え、ため池ハザードマップ作成等、迅速かつ的確な避難のための情報共有とため池管理者に対する管理体制の強化を推進する。」と記述している。そこで、</p> <p>i) ため池の老朽化や近年の多雨化傾向、地震等を考えると、市又は財産区管理のため池を含め、堤体の更新、水路の保全工事等々を推進すべきである。</p> <p>ii) ため池は防災調整池としても活用できるので地元任せにせず、地元と堤体の合同確認の実施や管理人に対し管理手法や市への報告の徹底を指示するなど管理の適正化を推進すべきである。</p> <p>iii) 特に用途廃止されたため池につき、遊水池として活用し、下流の農家にも配慮し浚渫やため池に連なる水路の維持管理を支援するなどため池ダムの効果を見直すべきである。</p> <p>iv) i～iiiにつき、施策と達成目標値を計画計上してもらいたい。</p>	<p>i) ご指摘いただいた内容は、ご意見として承ります。</p> <p>ii) ご指摘いただいた内容は、ご意見として承ります。</p> <p>iii) ご指摘いただいた内容は、ご意見として承ります。</p> <p>iv) ご指摘いただいた内容は、ご意見として承ります。</p>
-----------------------------	--	---